

日本栄養大学・日本栄養大学短期大学部 公的研究費使用に関する不正防止計画（令和6-9年度）

節	内容	令和6-7年度計画	令和6-7年度実施状況	令和8-9年度計画
1	機関内の責任体系の明確化	(整備済)	(整備済)	(整備済)
2	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	①就業規則の改定は、令和7年度施行に向け作業中である。また、監査体制の整備により、それぞれの役割を明確にして不正防止計画の効果のみて、改善につなげていきたい。 ②令和6年度に制定した内部統制システム整備基本方針に基づき、令和7年度から内部監査室を設置する。併せて、公的研究費内部監査への関与について制度を整備する。	①就業規則改定案は作成されたが教員組合との合意が成立しておらず、懲戒関係の是正に至っていない。 ②内部監査室を設置し、併せて同室長を公的研究費内部監査委員に加えるよう規程を整備した。	①就業規則改定の合意形成を進め、懲戒規定等の整備を完了させるとともに、内部監査室との連携を強化して監査結果を確実に改善へ反映する体制を整える。 ②(整備済)
3	不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、引き続き以下のとおり不正防止体制の整備に努める。 ①不正防止計画の進捗状況を確認し不正防止計画の改定に反映する。 ②必要に応じ規程等の見直しを検討する。 ③研究倫理教育の充実・改善を図る。	①当資料のとおり。 ②検討の結果、規程等の改定には至らなかった。 ③研究倫理教育は、当年度分がすでに完了した。	これまでの計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。
4	研究費の適正な運営・管理活動	公的研究費の執行により雇用する非常勤職員との面談を継続して実施する。 利益相反についても研究倫理審査委員会での審査を徹底する。	不正防止計画に則り、左記の面談を継続して実施した。 利益相反についても審査を徹底した。	これまでの計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。
5	情報発信・共有化の推進	(整備済)	(整備済)	(整備済)

6	モニタリングの在り方	<p>①内部監査委員会中長期・年次計画の見直しと改革の継続</p> <p>②内部監査委員向研修会の継続実施・事務局員の研修実施</p> <p>③リスク・アプローチ監査（臨時職員との面談、備品の現物確認）の継続実施</p> <p>④内部監査結果については、最高管理責任者に報告すると共に監事、会計監査人と意見交換を実施し次期の不正防止計画に反映させることとする。</p> <p>⑤内部監査結果について講評会を開催し、監査対象研究者にフィードバックすることで、注意喚起を実施したい。講評会は当面公開ではなく実施するつもりでいるが、不適正な事案が発覚した場合は研究倫理教育研修会で匿名化し事例を紹介することで対応する。</p>	<p>公的研究費内部監査（実査）については、令和6・7年度とも12月に実施し、いずれも不正は確認されなかった。</p> <p>実査の結果は、従来どおり最高管理責任者に報告した。監事及び会計監査人との意見交換は、令和6年度分を翌年5月に実施し、7年度分も同様の予定である。</p> <p>講評会は開催に至っていない。</p>	<p>これまでの計画を踏襲しつつ、必要に応じた見直しを行う。</p>
---	------------	--	---	------------------------------------

(注) 節、内容は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による

以上